

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年 8月17日

【会社名】 タビオ株式会社

【英訳名】 Tabio Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 越 智 勝 寛

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06) 6632-1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 谷 川 繁

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

【電話番号】 (06) 6632-1200 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 谷 川 繁

【縦覧に供する場所】 タビオ株式会社東京支店
(東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年8月9日開催の取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Tabio Europe Limited
住所	66 Neal Street, London WC2H 9PA
代表者の氏名	代表取締役 荻原 正俊
資本金	300千ポンド
事業の内容	衣料品の小売、卸売及び輸出入

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	300千ポンド	(うち間接所有分	- 千ポンド)
異動後	- 千ポンド	(うち間接所有分	- 千ポンド)

総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%	(うち間接所有分	- %)
異動後	- %	(うち間接所有分	- %)

(注)「当社の所有に係る特定子会社の議決権の数」は出資額を、「特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、従来より当該特定子会社を通じ、ロンドンにおいて靴下及びパスト・タイツの販売を行ってまいりましたが、今般、イギリスにおける営業力の強化と経営の効率化を図るため、当社が事業の全部を譲受け、当該特定子会社の解散及び清算を平成28年8月9日開催の当社取締役会において決議したため。

異動の年月日

平成28年10月1日	当該特定子会社株主総会による解散決議日(予定)
平成29年2月末	清算終了(予定)